

議議第518号

平成27年9月28日

上郷・瀬上の自然を守る会

代表世話人 井 端 淑 雄 様

横浜市会議長

梶 村 充



陳情の処理結果について（通知）

平成27年8月31日受理いたしました陳情書につきましては、議員へ配付とともに、関係局（区）に照会いたしました。その結果、次のとおり回答を受けましたので、これを送付いたします。

陳情第27号(付託外) 栄区上郷猿田地区における都市計画提案の評価結果に関する件

総論

説明会や公聴会などを開催し、賛成、反対を含めさまざまな御意見をいただきいただきました。

これらの経過を踏まえ、横浜市のまちづくりの方針との整合、環境等への配慮、まちづくりへの寄与などさまざまな観点から慎重に検討を行い、地区の将来を見据えバランスに配慮した提案であると判断しました。

今後は、都市計画法に基づく手続として、説明会、公聴会、縦覧などで、広く市民の皆様の御意見を聞いた上で、都市計画審議会へ付議し、御審議いただくこととしました。

各論 1

上郷地区を含め市内のまとまりのある緑は、できるだけ多く保全されることが望ましいと考えております、これまでも、緑地保全制度による樹林地の指定について、地権者の皆様に働きかけを行ってま

した。

今回の提案は、円海山周辺地区に連なる良好な緑地が、公園や特別緑地保全地区の都市計画により担保される内容であると考えています。

各論 2

本提案によって形成される市街地は、港南台駅の徒歩圏であり、駅から離れた郊外住宅地との結節点に位置しており、拡幅整備する舞岡上郷線沿道を開発し、商業施設等を設けることにより、周辺市街地との一体性の強化が図られることで、本提案地区周辺の利便性や快適性を高めつつ、地域防災を補完する計画となっています。さらに、環境にも一定の配慮がされた持続可能なまちづくりを実現しようとする計画となっていることから、総合的にも、地区的将来を見据えバランスに配慮した計画であると評価できます。

また、御指摘の国土利用計画は、国土の均衡ある発展を図ることなどを基本理念とする国土利用計画法に基づき、定められています。この計画では、都市のコンパクト化に向けた誘導、自然環境の保全・再生・活用、国土の安全性の総合的な向上などを基本方針とし、大都市圏等では、土地の有効利用を進めるとしています。

上郷猿田地区の都市計画提案については、こうした方針に沿った内容と考えています。

各論 3

緑地には、雨水の流出抑制機能などの防災機能があります。今回の提案は、円海山周辺地区に連なる良好な緑地が、公園や特別緑地保全地区の都市計画により担保される内容であると考えています。

各論 4

事業者から詳細な造成計画の相談はありませんが、今後、相談を受けましたら、御指摘の点も留意しつつ、都市計画法及び関連法令と照らし合わせ、慎重に審査、指導をしていきます。

また、当該開発に係る申請に対しては、横浜市開発事業の調整等に関する条例と特定都市河川浸水被害対策法双方の基準に基づく審査を適切に行い、雨水調整池の設置を指導します。

各論 5

本事業の環境影響評価については、事業者から事業内容等修正届出書が提出されたのを受け、横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づき、横浜市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に対し、当該届出に係る対象事業の修正が環境に及ぼす影響についての調査審議を諮詢し、答申をいただきました。審査会においては、環境影響評価に必要な全ての項目を審議対象とし、これについて専門家の委員による慎重審議が重ねられ、この答申を踏まえて事業者に市長意見を伝えました。

本事業の環境影響評価は、条例に基づき適正に処理されたと考えていますので、御理解のほどよろしくお願いします。

各論 6

近年の崖崩れを含む水害への対応については、安全性の確保に向けた具体的な取り組みが求められていますので、提案区域内の土砂災害警戒区域について、提案者に対してはその部分の確実な防災対策を取るよう求めていきます。

また、特別緑地保全地区、公園、樹林地・草地等の保全の制限を定める区域における安全性と自然的環境の保全を両立する防災措置及びその後の緑の復元については確実に実施するよう、提案者に求めていきます。

これらを徹底させることにより、区域全体の防災性は向上すると考えています。

JR港南台駅の徒歩圏に位置する舞岡上郷線北西部については、環境に配慮した商業施設等の生活利便施設や住宅を配置し、持続可能な市街地を形成することにより、無秩序な市街化が防止されるとともに、計画的な市街地の形成が図られ、周辺市街地との一体性が強化される提案となっています。

これらの提案は、本提案地区の将来を見据えた魅力と利便性の向上に資するまちづくりであり、本市のまちづくりの方針に基本的に沿ったものと考えています。

また、計画されている商業施設については、災害時に一時的な避難が可能なものとし、商業施設の内部には防災備蓄機能が設けられ、まちづくり組織が中心となって本提案地区の防災連携を図るなど、災害対策へ寄与するものであると考えています。

各論 7

都市計画提案制度は、都市計画法の改正により、住民等が主体的、積極的に都市計画にかかわっていくことを可能とする制度として創設されたものです。

提案を受けた場合、本市では、都市計画提案評価委員会で検討した上で、同法に基づき、都市計画審議会へ付議するか否かを判断します。

横浜市のまちづくりの方針との整合、環境等への配慮、まちづくりへの寄与などさまざまな観点から慎重に検討を行い、地区の将来を見据えバランスに配慮した提案であると判断しました。

今後は、都市計画法に基づく手続として、説明会、公聴会、縦覧などで、広く市民の皆様の御意見を聞いた上で、都市計画審議会へ付議し、御審議いただくこととしました。

各論 8 ア 問題点（1）

市街化調整区域における開発についてですが、御指摘の都市計画提案は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）等及び線引きの第7回全市見直しと同時に都市計画の

変更を行う提案であるため、これを踏まえることとなります。都市計画法改正により、整備保等及び線引きの見直しに関する権限が神奈川県から本市に移譲されたため、これを受けた策定した横浜市の都市づくりの基本的考え方では、都市計画の基本戦略として、横浜型のコンパクトな市街地形成などを掲げ、現在においても効率的な都市であるが、人口動態や産業構造等の変化に対応した持続可能な都市を構築するために、これまで整備されてきたインフラ等を生かしながら、より効率的な土地利用を図り、活力ある拠点を形成することが必要である、などとしています。

また、国土利用計画においては、都市のコンパクト化に向けた誘導、自然環境の保全・再生・活用、国土の安全性の総合的な向上などを基本方針とし、大都市圏等では、土地の有効利用を進めるとしています。

御指摘の都市計画提案については、本提案地区の将来を見据えた魅力と利便性の向上に資するまちづくりであり、横浜市都市計画マスタープラン全体構想における都市づくりの目標や市街化調整区域の土地利用の方針、また、上記のまちづくりの方針に、基本的に沿ったものであると考えられます。

各論8 ア 問題点（2）

本提案地区のJR港南台駅の徒歩圏に位置する舞岡上郷線北西部については、環境に配慮した商業施設等の生活利便施設や住宅を配置し、持続可能な市街地を形成することにより無秩序な市街化が防止されるとともに、計画的な市街地の形成が図られ周辺市街地との一体性が強化される提案となっています。

御指摘の都市計画提案については、本提案地区の将来を見据えた魅力と利便性の向上に資するまちづくりであり、横浜市都市計画マスタープラン全体構想における都市づくりの目標や市街化調整区域の土地利用の方針、また、上記のまちづくりの方針に、基本的に沿ったものであると考えられます。

各論8 ア 問題点（3）

上郷地区を含め市内のまとまりのある緑は、できるだけ多く保全されることが望ましいと考えております。これまでも、緑地保全制度による樹林地の指定について、地権者の皆様に働きかけを行ってきました。今回の提案は、円海山周辺地区に連なる良好な緑地が、公園や特別緑地保全地区の都市計画により担保される内容であると考えています。

西側の市街地においては、樹林地の一部を保全するほか、改変する部分の緑地の復元や、地区計画で緑化を義務づけるなど、緑の観点からも一定の配慮がなされていると考えています。

各論8 ア 問題点（4）

グリーン・ゲート・ゾーンとして開発される区域は、日常的に瀬上沢から円海山緑地へ向かう多くの方が来訪されます。本提案では、こうした現状を踏まえ、この部分を、単に開発区域の住民のため

のものではなく、円海山緑地の玄関口としてふさわしい土地利用となるよう配慮したものとなってい
る、と判断しました。

各論8 ア 問題点（5）

御指摘の舞岡上郷線北西部について、横浜市都市計画マスタープラン栄区プランでは、現在、市街化調整区域となっている舞岡上郷線周辺については、港南台駅徒歩圏にあり、利便性が高いことから、土地利用転換の可能性があります。その際には、緑地の保全とともに、地域活性化に貢献するような計画的なまちづくりが求められていますとしています。

本提案は、この区域に、環境に配慮した商業施設等の生活利便施設や住宅を配置し、持続可能な市街地を形成することにより、無秩序な市街化が防止されるとともに、計画的な市街地の形成が図られ、周辺市街地との一体性が強化されると判断しています。

また、舞岡上郷線の北西部の既存の樹林地については地区計画により保全が義務づけられ、さらに、市街化される部分についても高い緑化率が義務づけられるなど、緑地保全あるいは緑化の観点からも一定の配慮がなされていると考えています。

各論8 ア 問題点（6）

本市では、横浜市中期4か年計画2014～2017においては、まちづくりの方向性として、郊外部では、駅周辺をはじめ、徒歩や公共交通機関で行ける身近な範囲に、生活利便施設やコミュニティ施設が集積し、身近な場所で水や緑を実感できる、誰もが住みたい、住み続けたいと思える、暮らしやすく魅力あふれるまちづくりを推進していきますとしています。

現行の整開保においては、主要な都市計画の決定の方針として、都市の健全な発展を図るため、生活や生産などの都市活動の基盤として、住宅地、商業・業務地、工業地、道路、鉄道、上下水道、河川、公園、緑地などが適切に配置されたバランスのとれた都市形成を図る。このため、都市機能の強化と市域の一体化の促進、効率的で適正な土地利用による都市機能の向上、魅力ある市街地環境の創造と自然的環境の保全、地域特性に応じた市街地環境の誘導などの視点を踏まえ、計画的な土地利用を推進する。また、社会経済状況の変化などを踏まえ、必要に応じた都市計画の見直しを検討するとし、市街化調整区域の土地利用の方針として、骨格的な都市基盤施設等の整備にあたっては、無秩序な市街化を防止しつつ、周辺土地利用の計画的な保全、誘導を行う、としています。

また、本提案は、整開保等及び線引きの第7回全市見直しと同時に都市計画の変更を行う提案であるため、これを踏まえることになりますが、全市見直しに向けて策定した横浜市の都市づくりの基本的考え方では、都市計画の基本戦略として、横浜型のコンパクトな市街地形成などを掲げ、現在においても効率的な都市であるが、人口動態や産業構造等の変化に対応した持続可能な都市を構築するた

めに、これまで整備されてきたインフラ等を生かしながら、より効率的な土地利用を図り、活力ある拠点を形成することが必要であるなどとしています。

横浜市都市計画マスタープラン全体構想においては、都市づくりの目標として、人にやさしい鉄道駅を中心としたコンパクトな市街地形成などを掲げ、市街化調整区域の土地利用の方針において骨格的な都市基盤施設等の整備に当たっては、無秩序な市街化を防止しつつ、周辺土地利用の計画的な保全、誘導を行いますとしています。

横浜市都市計画マスタープラン栄区プランでは、現在、市街化調整区域となっている舞岡上郷線周辺については、港南台駅徒歩圏にあり、利便性が高いことから、土地利用転換の可能性があります。その際には、緑地の保全とともに、地域活性化に貢献するような計画的なまちづくりが求められていますとしています。

本提案は、本提案地区の将来を見据えた魅力と利便性の向上に資するまちづくりであり、本市のまちづくりの方針に基本的に沿ったものであると考えています。

各論8 イ 問題点（7）

本事業の環境影響評価については、事業者から事業内容等修正届出書が提出されたのを受け、条例に基づき、審査会に対し、当該届出に係る対象事業の修正が環境に及ぼす影響についての調査審議を諮問し、答申をいただきました。審査会においては、環境影響評価に必要な全ての項目を審議対象とし、これについて専門家の委員による慎重審議が重ねられ、この答申を踏まえて事業者に市長意見を伝えました。

本事業の環境影響評価は、条例に基づき適正に処理されたと考えていますので、御理解のほどよろしくお願いします。

各論8 ウ 問題点（8）

都市計画提案制度は、都市計画法の改正により、住民等が主体的、積極的に都市計画にかかわっていくことを可能とする制度として創設されたものです。

提案を受けた場合、本市では、都市計画提案評価委員会で検討した上で、同法に基づき、都市計画審議会へ付議するか否かを判断します。

上郷猿田地区の都市計画提案については、昨年1月に都市計画の提案を受けて以降、説明会や公聴会などを開催し、賛成、反対を含めさまざまな御意見をいただきてきました。

これらの経過を踏まえ、さまざまな観点から慎重に検討を行い、地区の将来を見据えバランスに配慮した提案であると判断しました。

今後は、都市計画法に基づく手続として、説明会、公聴会、縦覧などで、広く市民の皆様の御意見

を聞いた上で、都市計画審議会へ付議し、御審議いただくこととしました。

各論8 ウ 問題点（9）

問題点（8）で触れましたとおり、昨年1月に都市計画の提案を受けて以降、説明会や公聴会などを開催し、賛成、反対を含めさまざまな御意見をいただきいてきました。

今後は、都市計画法に基づく手続として、改めて説明会、公聴会、縦覧などで、広く市民の皆様の御意見を聞く機会を設けます。その上で、都市計画審議会へ付議し、御審議いただくこととしています。

各論8 ウ 問題点（10）

問題点（8）で触れましたとおり、昨年1月に都市計画の提案を受けて以降、説明会や公聴会などを開催し、賛成、反対を含めさまざまな御意見をいただきいてきました。

今後は、都市計画法に基づく手続として、改めて説明会、公聴会、縦覧などで、広く市民の皆様の御意見を聞く機会を設けます。その上で、都市計画審議会へ付議し、御審議いただくこととしています。

なお、周辺住民との調整及びおおむねの賛同の状況につきましては、提案者による説明・周知等の状況に加え、本市主催の説明会や公聴会における御意見等を踏まえ、判断に当たっては意見の多少だけではなく、内容の合理性等を勘案し、総合的に判断しました。

各論8 オ 問題点（11）

問題点（5）でも觸れましたとおり、御指摘の舞岡上郷線北西部について、横浜市都市計画マスターープラン栄区プランでは、現在、市街化調整区域となっている舞岡上郷線周辺については、港南台駅徒歩圏にあり、利便性が高いことから、土地利用転換の可能性があります。その際には、緑地の保全とともに、地域活性化に貢献するような計画的なまちづくりが求められていますとしています。

本提案は、この区域に、環境に配慮した商業施設等の生活利便施設や住宅を配置し、持続可能な市街地を形成することにより、無秩序な市街化が防止されるとともに、計画的な市街地の形成が図られ、周辺市街地との一体性が強化されると判断しています。

本提案は、環境に配慮した商業施設等の生活利便施設や住宅を配置し、持続可能な市街地を形成するとしており、この市街地は、港南台駅の徒歩圏であると捉えています。また本提案地区は、駅から離れた郊外住宅地との結節点に位置しており、商業施設等を設けることにより周辺市街地との一体性の強化が図られることで、本提案地区周辺の利便性や快適性を高める計画となっています。

各論8 オ 問題点（12）

本提案により、舞岡上郷線南西部の円海山周辺地区に連なる枢要な樹林地とその周辺の緑地は、公

園、あるいは特別緑地保全地区という形で永続的に担保されます。

また、舞岡上郷線の北西部の既存の樹林地については地区計画により保全が義務づけられ、さらに、市街化される部分についても高い緑化率が義務づけられます。

さらに、グリーン・ゲート・ゾーンは単に開発区域に住む住民のためだけではなく、円海山周辺地区へ向かう来訪者の方々のための玄関口としてふさわしい土地利用が行われる提案となっています。

これらを踏まえ、さまざまな観点から慎重に検討を行い、地区の将来を見据えバランスに配慮した提案であると判断しました。

各論8 力 問題点（13）

ここにいう適正な提案区域とは、それぞれの都市計画に応じ、適切な規模・配置など明確な区域の設定であることや恣意的な区域でないことなどを指しています。

今回、提案された区域は、提案の目的を達成するために適正な区域であると判断しています。